おしらせHOTコーナー　案内

会議の開催

●第5回八潮市庁舎建設基本構想策定審議会の傍聴
日11月17日㈮　午前9時30分～11時30分
場八潮メセナ会議室
内基本構想（素案）取りまとめなど
定10人（当日先着順）
問財政課☎㈹845

●第1回八潮市都市計画審議会の傍聴
日11月20日㈪　午後2時～4時
場八潮市商工会館大会議室
内草加都市計画生産緑地地区の変更について
定10人（当日先着順）
問都市計画課☎㈹270

●第2回八潮市市街化調整区域まちづくり基本方針策定委員会の傍聴
日11月27日㈪　午前10時～正午
場別館A会議室
内市街化調整区域まちづくり基本方針（素案）の検討など
定10人（当日先着順）
問都市計画課☎㈹368

●第2回八潮市高齢者福祉施設やしお苑運営委員会の傍聴
日11月30日㈭　午後1時30分～3時
場八潮メセナ会議室
内八潮市高齢者福祉施設やしお苑運営委員会平成29年度上半期事業報告について
定10人（当日先着順）
問長寿介護課☎㈹447

防災行政無線を用いた全国一斉情報伝達訓練放送

国からの地震や武力攻撃などの緊急情報を伝達する全国瞬時警報システム（J－ALERT）と、市の防災行政無線の連動を確認するため、試験放送を行います。

日11月14日㈫　午前11時頃
内▼防災行政無線チャイム▼これはJ－ALERTのテストです（3回）▼こちらは、防災やしおです▼防災行政無線チャイム
※災害や天候などにより、試験を中止する場合があります。
問危機管理防災課☎㈹305

平成30年（2018年）版埼玉県民手帳の販売

日12月15日㈮まで　午前9時～午後5時
場企画経営課
内▼色＝黒（月間予定表部分横罫式）、グレイッシュブルー（月間予定表部分升目式）▼規格＝14×9センチメートル
費500円（税込み）
問企画経営課☎㈹233

ハローワーク草加の平日の利用時間一部変更

平成30年1月4日から、利用時間が次のとおり一部変更となります。
日月～金曜日　午前8時30分～午後5時15分
問ハローワーク草加☎931・6111

展示会等出展費用補助制度

市内の中小企業者の方が、市外の工業の展示会・見本市に出展するための費用の一部を補助します。

対次のすべての要件を満たす方
〈申し込み資格〉▼市内に1年以上住所（事業所）を有し、1年以上事業を営んでいる方▼申込日現在、市税の滞納がない方
〈対象展示会・見本市〉▼国・地方公共団体などの公的機関が主催または後援し、かつ市外（国内に限る）で開催されるもので、製品・技術などを紹介する出展小間数が100以上であること▼販売することを主たる目的としないこと▼広く一般に公開されていること▼中小企業者が参画する団体などが主催する内部的なものでないこと
〈補助対象経費〉▼会場使用料▼出展物の展示装飾にかかる費用▼展物の運搬費用
補助額　補助対象経費の2分の1以内（100円未満切り捨て・上限5万円）
※予算枠に達し次第締め切り
申平成30年3月12日まで
問商工観光課☎㈹479

工場移転資金利子補給金制度

対市内の土地区画整理事業施行区域、都市計画道路区域または住居系用途地域から、適合用途地域へ移転するために㈱日本政策金融公庫または、市内の金融機関から資金の借り入れを受けた次の要件をすべて満たす中小企業者
▼市内で1年以上事業を営んでいる方▼市税を完納している方▼平成29年1月1日から12月31日までで、遅延日数が120日未満の方▼借入額が300万円以上、1億円以下の方
補助期間　資金を借り受けた日から3年以内
補助額　平成29年1月1日から12月31日までの支払利子額の50パーセント
※借り入れ利率が2パーセントを超える場合は、2パーセントで算定した額
※延滞利子は対象外
※国、県、市から他の利子補給を受けている場合は、それらを除いた額
※予算枠に達し次第締め切り
申平成30年1月25日まで
問商工観光課☎㈹479

草加都市計画区域区分の変更案の縦覧

草加柿木地区を市街化区域に編入するにあたり、都市計画の案の縦覧を行います。

日11月17日㈮～12月1日㈮
都市計画の案の縦覧
対市内在住または利害関係のある方
意見書の提出
申12月1日（必着）まで
―共通―
場八潮市都市計画課、草加市都市計画課、三郷市都市デザイン課、越谷市都市計画課、埼玉県都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所
※詳しくは、県都市計画課ホームページをご覧ください。
問県都市計画課☎048・830・5341、市都市計画課☎㈹270

おしらせHOTコーナー

ハッピーこまちゃん®

市役所の電話
996-2111
FAX
995-7367

防災行政無線テレホンサービス
0120-840-225
防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合、再度聞き直せます（定時放送を除く）。通話料は無料です。

秋季全国火災予防運動の実施

問草加八潮消防局予防課☎996－0660

11月9日から15日までの7日間、秋季全国火災予防運動が実施されます。

全国統一防火標語　【火の用心　ことばを形に　習慣に】

重点目標
(1)住宅防火対策の推進（住宅用火災警報器の設置および維持管理）
(2)放火火災防止対策の推進
(3)特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
(4)製品火災の発生防止に向けた取り組みの推進
(5)多数の者が集合する催しに対する火災予防指導などの徹底

【住宅防火　いのちを守る　7つのポイント】
－3つの習慣・4つの対策－

3つの習慣
▶寝たばこは、絶対しない
▶ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
▶ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

4つの対策
▶逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
▶寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する
▶火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する
▶お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

9月末日現在、草加八潮消防局管内の火災発生件数は54件（八潮市では18件）で、火災による負傷者8人（八潮市では2人）です。
住宅火災による死傷者を出さないため、住宅用火災警報器を設置しましょう。

速度規制区域を指定「ゾーン30」事業

問草加警察署☎943－0110、交通防犯課☎㈹288

住宅街の道路で歩行者や自転車の交通事故を未然に防ぐため、歩行者や自転車の安全を優先的に確保する「ゾーン30」事業を実施しています。

規制開始時期　年内
場伊草・緑町三丁目地区

●新たな指定区域　伊草・緑町三丁目地区（　）の場所

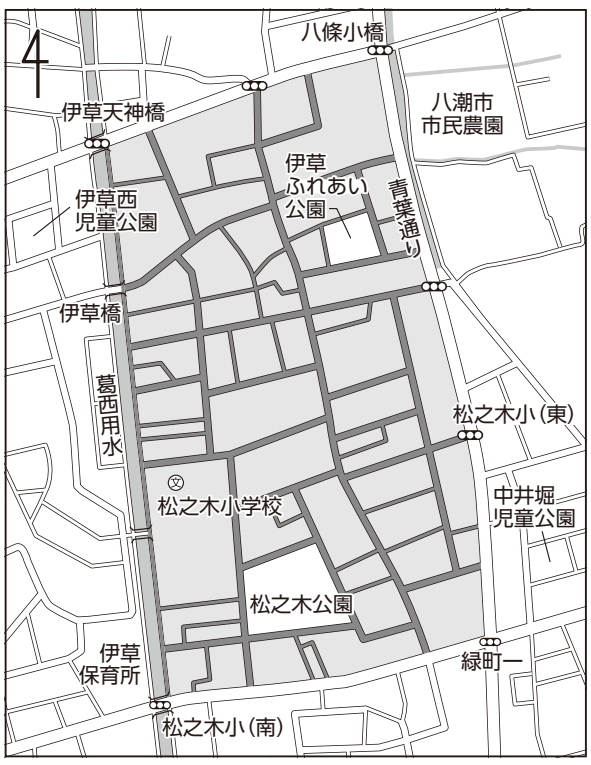

内▼指定した区域の最高速度を時速30キロメートルに規制
▼歩行者や自転車の交通ルートを確保するために路側帯（白線、グリーンベルト）の設置
▼指定区域の入口に「ゾーン30」の文字を路面に標示、標識の設置など

ゾーン30の標識